

高砂市青春文化賞表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高砂市表彰規則（昭和51年高砂市規則第27号）第2条第2項第2号に規定するもののうち、特に学術、文化の興隆に貢献し、その功績が顕著であったものに係る表彰について、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の範囲)

第2条 表彰は、高砂市青春文化賞（以下「青春文化賞」という。）とする。

2 青春文化賞は、学術部門、美術部門、文芸部門若しくは芸能部門、地域文化部門において、その業績がきわめて顕著で将来が期待されるものについて行う。

3 青春文化賞の対象者は、30歳以下のものまたは30歳以下で構成される団体で、市内に在住するも、市の出身者であるもの、市内の事業所に勤務するもの又は市内で活動しているもののうち、表彰する前年の1月1日から12月31日の間に各分野の大会、展覧会等において入賞またはその功績が顕著であるものとする。

(文化賞検討委員会)

第3条 青春文化賞の表彰の対象者の業績について調査検討するため、文化賞検討委員会を置く。

2 文化賞検討委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月9日から施行する。